

議 会 運 営 委 員 会 議 事 録

日時 令和 7 年 6 月 1 2 日（木） 8 : 5 7 ~

場所 全員協議会室

委員名 □委員長 齋藤俊夫 □副議長 大和晴美 □委員 遠藤龍之 □委員 丸子直樹
□委員 渡邊千恵美 (□議長 菊地康彦 □副議長 伊藤貞悦)

欠席：なし

次 第

1 開会宣告【委員長】

2 報告並びに連絡

なし

3 協議事項

(1) 令和 7 年 6 月 6 日本会議の議員発言について

事務局長から資料①～⑦を説明。発言に際してマイク入れてください。

【委員長】時間を取りますので、⑥・⑦を精読ください。

【議長】提出者に対する質疑が、陳情書の確認を超えてしまっている状況があった。

【丸子委員】⑦結果として侮辱された認識なので、そのようなことを起こらないようにしていく。今後注意していくべき。

【委員長】丸子委員から今後の対応という意見が出ました。

【渡邊委員】署名を集めていった提出者に対するハラスメント行為に当たるのではないのか。

【遠藤委員】ハラスメントの認識はそれぞれ。そもそもこの件は議長が求めたとのことだが、なぜ参考人招致なのか。陳情の代表者だから、提案者の説明ではないのか。

【議長】議運の中で参考人招致の件を諮り確認したのではないのか。

【委員長】手続き論に戻る場面ではない。遠藤委員も踏まえて発言されたい。今後に向けてどうするかで発言されたい。

【遠藤委員】議運の中で認めていない。

【委員長】議運で決めていることを個人的な意見を言わないでください。

【遠藤委員】今回の会議の趣旨を含めて疑問を呈している。

【議長】事務局から県議長会に確認をした。

【事務局長】県議長会に連絡したところネット中継を見てくれていた。助言を求めたところ、全体で 6 点ありました。

1 岩佐議員の発言に二代表制があったが、陳情に含まれていなければ、質疑に不適切。

2 陳情者を追及してはならない。

3 議会中継が全世界に中継されています。訴えられる可能性があると感じた。

4 署名の真意を問うような発言があった質疑から外れている、意見を述べるのはいいかがか。

5 質疑の目的は、内容の確認にすぎるとはいえないか。

6 陳情者は委縮してしまったのではないか。

【遠藤委員】参考人という立場では、全部がどうということではなく理解できます。出発点

が違ふと思う。参考人招致を諮ったわけではないと感じている。議運は全会一致が原則なので最後はいわないけれども、疑問は発言してきました。ここで議論しても結論は出ないと思う。二代表制といったのは、私も思うが、議会で議決した、予算がついて進行中の取り組みになっていること。新聞報道を見て分かったことが報道されている中で出してくることに對する質疑ではなかったかと思う。疑問を残す。署名の結果をもって陳情しているのだから、署名の確認したのではないかと思う。署名した人に確認したところ、書いたが、趣旨確認したら、署名を消した人もいる。大地の塔から発生している問題。特別委員会を発足させて調査するべきではないか。今議会でも疑問点があるので会議録を確認して対応したい。

【委員長】その問題意識をお持ちなのはよくわかります。この議会で起きたことをまず、はじめをつけることに的を絞って進めてほしい。

【遠藤委員】それも含めて結果を出そうではないかという提案。

【委員長】的を絞って行いたいと思います。

【副委員長】ミーティングでも議長から質疑の注意があり、本会議中にも議長から注意されているのにかかわらず、追求調になったのは残念です。提出者から文書を見て、議員への信頼を失ったとあり、発言した議員には反省というかこれからにつながる姿勢を確認してほしい。

【委員長】副議長いかがですか。

【副議長】議会運営・・・

【遠藤委員】議事進行。副議長の発言は、議運の結論が出てからにしてほしい。

【委員長】わかりましたが、まず副委員長。

【議長】その前に、岩佐議員をどうのこうするということではありません。訴えられるかもといった状況で、懲罰とか、議会としてどのように対処したのかを示す必要がある。この情報化社会で議会としての姿勢が望まれる。そのことを考えてほしい。

【委員長】議長が心配するような声が聞こえてきているのは皆さんも同じだと思う。その視点観点で対応をまとめていきたい。副議長もし発言あれば。

【副議長】私は委員外議員の立場ですので議長の発言のとおり皆さんの考えをお伺いしたい。

【委員長】議長へはしかるべき処置を考えてもらうようにしたいと思います。

【議長】県議長会の事例確認を合わせて考えたい。

【委員長】一定の筋を示したいということでもいいか。

【事務局長】映像が公開されている、傍聴人が副数人いる、岩佐議員の考えもわからないのが前提。議場での謝罪を議長が強制できない。それは懲罰に当たるため、できない。議場外での謝罪。議運を開催して、協議すべき。それを踏まえて、議長から本人に反省を促すところが一例ではないかと、話をもらっていた。

【委員長】今日の皆さんの意見を認めて、総意として議会全体のあるべき方向にしかるべき措置をゆだねる。議長から本人に対して反省を促す場を設けるのでよろしいでしょうか。

【遠藤委員】6点あげられたが、発言の経緯があるのではないのか。その確認もしながら必要ではないか。当人に対するパワハラになるのではないか。本人の意思を確認する場を設ける必要がある。

【委員長】議長の対応は。

【議長】処分ではなく、話をするには客観的な状況が必要なので、本人の意思も確認し、

議長の判断で最終的に岩佐議員との話にしたいと思います。

【遠藤委員】議運の結果はどうなるのか。

【委員長】今後に向けてしかるべき対応、議長から本人に確認したうえで説明、注意を促すことが総意である。

【遠藤委員】私としては、一つ一つこの場で確認してから進めてもらいたい立場です。

【委員長】先ほど事務局長から議場での謝罪は懲罰なのでできない。議場外では誰にするかわからない。議長が本人に確認しながら反省を促すのでは、議会として何もしなかったことにならないか。山元町議会として対外的に示す姿勢は。

【議長】積極的に対外に発表はしないが、全協に説明はする。

【委員長】情報化社会の対応をしないと、何かのとき困るのではないか。対応されたい。

【遠藤委員】改めて先ほど提起した、全体の特別委員会の設置を求めます。以上です。

【委員長】特別委員会の設置は問題提起を受け止めて、正副議長事務局も受けたので、改めて確認したい。

【丸子委員】⑤資料があるが、参考人の発言には制限があるとあるが、二元代表制自体が問題ないと許しているのか。

【議長】質疑者から発言が出たので、石井さんに分かるかと確認した。結果発言がわかりません、でした。

【丸子委員】参考人の発言が制約され、二元代表制が関係なければ発言を止めなければならないのではないのか。岩佐議員の発言に対しての意見ということなのか。

【議長】発言の制限は質疑の進行してきたところで行った。話の流れでつながると思ったので流したが、岩佐議員の発言があり、注意喚起をした。

【丸子委員】議長と委員長の話を聞いて、議長が当事者の話を聞いて決めるといったが、孝子さん事態の解釈がわからないので、可能であれば岩佐議員に出てもらい、発言してもらったらどうか。私は不当だと思っているが、不透明なので改めて意見を聞く場を設けるのはどうか。

【遠藤委員】公開すべきとなれば相手のことも保証する必要がある。議運の中でしっかりとすべきではないか。

【事務局長】対外的に出すという話がありましたが、外に出す場合は懲戒処分職員の場合はそうだが、今回の反省を促すという程度では、必ずしも外に発信する議論にこだわる必要はないのではないのか。

【委員長】執行分状況も勘案しながらしかるべき対応を。インターネットも傍聴人も新聞報道もあつてのことなので、最低限石井さんにはお伝えする必要はあるが、それ以上は取り扱いを確認し対応されたい。

(2) その他

なし

4 その他

なし

5 閉会宣告【委員長】

(1 0 : 2 7 閉会)